平成２９年４月１日

原子力規制委員会　殿

六ヶ所原子力規制事務所
統括原子力保安検査官　松本　尚

平成２９年度保安検査実施方針について

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設に対する平成２９年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

１．基本検査で実施する保安検査の内容

（１）不適合管理の実施状況に係る検査

不適合管理、保安検査等において事業者が改善するとした事項（濃縮事業部の保安活動適正化に係る活動等）に対する是正処置の実施状況について確認する。また、人的過誤に係る不適合事象が散見される状況を踏まえ、不適合事象の分析や是正処置が適切に行われているか確認する。

（２）保守管理の実施状況に係る検査

施設及び設備の老朽化が進む中、それを踏まえた点検・更新が必要であり、これらを把握するための巡視・点検や保守管理等が施設の状況を踏まえて適切に実施されているか確認する。特に、長期にわたって点検が未実施な施設及び設備に係る対応状況を確認する。

（３）非常時等の措置に係る検査

計画外事象（警報発報、汚染、漏えい等のトラブル）が発生した際の初動対応とその後の応急処置及び是正処置等の不適合管理について適切に実施されているか確認する。加えて、これらに係る手順書等の整備及び教育・訓練状況についても併せて確認する。

また、非常時要員が必要な力量に到達するための継続的教育・訓練の実施や、より実践的な訓練を行う等、実効的な教育・訓練が実施されているか確認する。

２．追加検査で実施する保安検査の内容

（１）保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査

平成２８年度第３回保安検査において、品質保証に係る重大な保安規定違反が確認されたことから、品質保証を統括する安全・品質本部や監査室の改善活動の実施状況及び全社で実施するとしている是正処置等の実施状況について確認する。また、品質保証活動が機能していることを監視するマネジメントレビュー及び内部監査等の実施状況についても併せて確認する。

３．保安検査実施時期

（１）第１四半期：５月下旬

（２）第２四半期：８月下旬

（３）第３四半期：１１月下旬

（４）第４四半期：２月中旬

平成２９年４月１日

原子力規制委員会　殿

六ヶ所原子力規制事務所
統括原子力保安検査官　松本　尚

平成２９年度保安検査実施方針について

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に対する平成２９年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

１．基本検査で実施する保安検査の内容

（１）保安活動に係る品質保証活動の適切性に係る検査

平成２８年度の保安検査において確認された品質保証に係る重大な保安規定違反が確認されたことから、品質保証を統括する安全・品質本部や監査室の改善活動の実施状況及び全社で実施するとしている是正処置等の実施状況について確認する。また、品質保証活動が機能していることを監視するマネジメントレビュー及び内部監査等の実施状況についても併せて確認する。

（２）保守管理の実施状況に係る検査

埋設クレーン等の施設の老朽化や稼働状況等の施設の状況を考慮した保守管理等を検討・実施しているか確認するとともに、施設の状況を把握するための巡視・点検、定期的な点検及び保守点検等に関する活動が適切に実施されているか確認する。

（３）不適合管理の実施状況に係る検査

埋設クレーン等の不適合事象、保安検査等において事業者が改善するとした事項に対する是正処置等の実施状況について確認する。また、不適合事象が発生した際の応急処置及び是正処置等の不適合管理について遅滞することなく適切に実施されているか等について確認する。

（４）力量管理及び教育・訓練の実施状況に係る

原子力安全を達成するために必要な要員の力量管理の実施状況及びこれを踏まえた教育・訓練が実効的かつ適切に実施されているか確認する。

（５）非常時等の措置に係る検査

計画外事象（警報発報、汚染、漏えい等のトラブル）が発生した際の初動対応を適切に実施するための教育・訓練の実施状況や、これらに係る手順書等の整備状況等について確認する。

また、非常時要員が必要な力量に到達するための継続的教育・訓練の実施や、より実践的な訓練を行う等、実効的な教育・訓練が実施されているか確認する。

２．追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし。

３．保安検査実施期間

（１）第１四半期：５月中旬

（２）第２四半期：８月中旬

（３）第３四半期：１１月中旬

（４）第４四半期：２月中旬